

第4回委員会会議結果

会議結果要旨	
第 4 回 会 議	<p>○「第3回委員会での意見等に対する対応」関連 [主な意見及び対応]</p> <p>〈後藤委員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料3のケースAについて、胸壁の高さは、県提案の護岸に比べてどの位高くなるのか、また強度面から重量不足とのことであるが、どの位の不足となるのか、それぞれ計算頂きたい。 ・ 緩傾斜にした方が生物や反射波に良いという報告があったので、どのようにしたら本ケースが成り立つか検討願いたい。 <p>〈倉阪委員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2丁目については、1対3の石積護岸とした基本的な断面でまず20mを施工し、そこでモニタリングを行い、その後どのようにしていくか検討していくという方向で基本的には良いと思う。 但し、当該施工箇所における貴重種についての詳細な調査が必要である。 ・ 3丁目については、2丁目に比べて泥干潟の存在や老朽化に若干の違いがあるため、引き続き最適な護岸形状を検討していく必要がある。 <p>〈田草川委員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市川市として、また個人的にも三番瀬の再生を求めてきた経緯があり、石積みを求めてきた訳ではない。本来の三番瀬の原風景は干潟であり、砂を入れるといった案があつてもいいのではないか。 <p>〈清野委員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回事務局から提案された2丁目地先の工事実施については、実物を見ていただき、善し悪しなどを議論し、長期的にこの地域をどうしたらよいのか、考え直すといったこともあると思われる所以、緊急整備を含め、やむを得ないものと思う。 ・ 自然再生検討エリアについては、地権者も不安を抱いていると思われる所以、色々な情報を集め提供されたい。 <p>〈工藤委員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造が緩傾斜なため、反射波が無くなり流れは弱くなるが、逆に沿岸流が発達するケースもあるので計算していただきたい。 <p>〈竹川委員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸護岸における粗朶沈床については、出来るだけ取り込んで頂きたい。 <p>〈及川委員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 粗朶沈床は、ゴミを集めるようなものなので、漁業者にとっては引っかかりのない方がよい。

	会議結果要旨
	<p>〈佐野委員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 泥干潟とか砂といったいろいろな段階の干潟があるが、それぞれ生息する生物が違い、それぞれが生態的には価値を有しており、フジツボも重要な生物である。 陸側に90cm下げてH鋼を施工することとしているが、三番瀬の再生にとって東京湾に出入りする海水の量を多くすることが重要であり、出来る限りの陸域の中での自然再生がそれに繋がることとなることから、海水量を減らすこととなる海域への護岸の張り出しは、僅かであってもこだわりたい。 <p>○「その他」関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 第5回の委員会は、10月19日（水）に開催することが決定された。
4 回	<p>【合意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 塩浜2丁目地先東端部の100m間については、天端幅4m、表法勾配3割とした石積構造（円弧滑り抑止杭、土止め鋼矢板含む）を『基本断面』とし、平成17年度及び18年度は、モニタリングの実施を踏まえ、延長20mは完成形での施工、残る80mは捨て石工（AP+3mまで）とする。 平成19年度以降予定している、約800m間については、毎年実施するモニタリング結果等を基に『基本断面』を評価・検討し、より良い工夫を施していくこととした「順応的管理」により実施していくものとする。
会 議	<p>●傍聴者からの意見</p> <p>〈佐々木氏〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 塩浜地区では、60社、約3,000人の従業員が、いつ工事着手されるか分からぬ状況の中で働いているということを踏まえ、是非防災という観点から捨て石工を着手されたい。 <p>〈大浜氏〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 去年発生した高潮災害について調べたところ、室戸で起きた台風による災害の教訓として、大規模な護岸堤防を必要とするようなところで、護岸堤防のすぐ内側に住宅地を造ってしまったということが挙げられている。 国土交通省への聞き取りで、一段の護岸で高潮を防ぐということは、困難というよりも不可能であるため、二段構えによる防御へ切り替えていきたいとのことであった。